

議案第76号

四万十町窪川B&G海洋センター条例の一部を改正する条例について

四万十町窪川B&G海洋センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月6日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町窪川B&G海洋センター条例の一部を改正する条例

四万十町窪川B&G海洋センター条例（平成20年四万十町条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（12条関係）

1 温水プール

区分		幼児		高校生以下		一般	
		町内	町外	町内	町外	町内	町外
一般開放	1回につき	50円	100円	100円	190円	190円	300円
水泳会員	年会員	3,640円	7,290円	7,290円	14,570円	14,570円	21,850円
	6月会員	1,850円	3,640円	3,640円	7,290円	7,290円	10,930円
	3月会員	930円	1,850円	1,850円	3,640円	3,640円	5,490円

（注）「幼児」とは、小学校入学前の子どものことをいい、保護者が同伴する場合に限る。（保護者は、一般料金）

2 水泳教室

区分	授業料（1か月）	町内	町外
常設水泳教室	週1回コース	1,950円	2,920円
	週2回コース	2,920円	3,890円
	選手育成コース	3,400円	4,380円
短期水泳教室	5回コース	1,950円	2,920円

3 体育館等

施設名	区分	中学生以下		高校生		一般		登録 団体
		町内	町外	町内	町外	町内	町外	
体育館	1時間 につき	150円	300円	150円	300円	510円	1,010円	310円
第2体 育館	1時間 につき	150円	300円	150円	300円	510円	1,010円	310円
会議室	1時間 につき	無料	無料	無料	無料	310円	600円	無料
トレー ニング マシン	1時間 につき	100円	190円	100円	190円	190円	300円	
ボルダ リング	1日に つき	200円	250円	250円	300円	400円	450円	

(注)

- 1 利用料は、1団体単位とする。ただし、トレーニングマシン及びボルダリングについては、個人単位とする。
- 2 1時間未満の端数は、1時間とする。
- 3 ボルダリングの中学生以下の利用は、保護者又は大人が同伴する場合に限る。
- 4 「登録団体」とは、四万十町社会教育及び公民館活動事業登録団体のことをいう。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。